

# 災害について 考える特集

町防災課 ☎ 055-272-1175

「災害について考える特集」では、昨年3月から『避難』について掲載してきました。

今回から、災害時の『町役場の動き』を中心に各担当が町民の皆さんにお伝えしたい防災情報を山下防災アドバイザーの助言をいただき掲載していきます。

## 今月の担当は 防災課です。

防災課の分掌事務に『災害対策本部』に係る事務があります。

災害対策本部は大規模災害発生時、または発生する恐れがある時に設置されます。通常業務での意思決定のスピードでは対処が困難なため情報収集、分析、指揮命令の一元化を図り、迅速な意思決定をするためのものです。令和元年10月に県内に初めて大雨特別警報が発表された台風第19号の時に町災害対策本部は設置されました。

役場では毎年、災害対策本部の設置運営訓練を実施しています。(写真左)



## 災害対策本部の設置

## 「防災情報」を ご存じですか？

町ホームページに「防災情報」の  
バナーがあるのをご存じですか？

チェックして備えよう！



## 防災情報

スマートフォンで読み込んで  
アクセスできます。▶



### シリーズ⑬

## 災害時の役場の防災体制

～自助、共助、公助で助かるために～

大きな災害が発生した時、町役場がどんな体制で動くかご存じでしょうか。

市川三郷町地域防災計画と職員災害初動マニュアルにより、全ての課で災害対応にあたることと決められています。

## 1人で80人を支える

町の人口(住民数)を町役場職員数で割った場合、平時、町役場職員一人が支える町民の数は80人です。災害発生時は、この数がさらに大きく変わります。

災害が起きると、役場庁舎も被災し職員も被災者の一人になります。これまでのさまざまな災害の実例をみても出勤できない職員がいました。限られた職員や施設、資機材等での対応を余儀なくされることも想定しなくてはなりません。

※参考 15,445人(3.1現在町人口)÷193人(正職員数)  
=80.02人

一人でも多くの命が助かるためには、  
役場職員だけでは力が足りません。

## 自助・共助・公助

町内には防災備蓄倉庫が42カ所あります。非常用の加工米や水、資機材等を備蓄していますが、あなたに必要なものや好きなものが手に入るとは限りません。

自分の好きなものを食べることは、ストレス軽減にもつながります。可能な範囲でご自身の好きなものをご自身で備えて下さい。

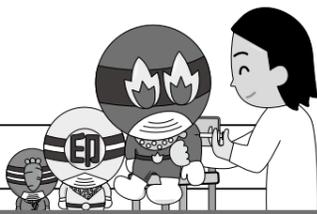
町では指定避難所を79カ所指定していますが、全てが必ず開放されるとは限りません。避難所に逃げることだけが避難ではありません。周りの人と助け合うことも確認しておくことで安心です。

## 山下防災アドバイザーの声

新入学、新社会人になる皆さまへ  
新しい立場で必要になる備えを考えてみましょう  
通勤、通学途中で地震が起きたら  
どうしますか？



## 相談ダイヤル



厚生労働省新型コロナワクチン  
コールセンター

☎0120-761770 (フリーダイヤル)  
9:00～21:00 (土日・祝日も実施)

山梨県新型コロナワクチン  
専用相談ダイヤル

ワクチンの副反応  
接種希望者の健康状態などに関する相談はこちら  
☎055-223-8878  
8:30～20:30 (土日・祝日も実施)

市川三郷町新型コロナワクチン接種  
コールセンター

接種時期や接種予約など  
ワクチン接種の手続きに関する相談はこちら  
☎0556-42-7173  
8:30～17:15 (平日のみ)

※町から随時「接種券」を発送します。 ※接種券を確認後『接種予約』をお願いします。  
※持病がある方は、事前に主治医に相談しておきましょう。

## LINEで情報をお届けします！

町公式LINEでも新型コロナワクチン情報を配信予定です。友だち登録していただくと、メッセージで随時更新情報が届きます。友だち登録よろしくお願ひします。

- 【友だち登録方法】
- 1.LINEの友だち追加画面で「検索」をクリック
  - 2.ID検索画面で「@ichikawamisatotown」
  - 3.「市川三郷町」を友だち追加
- スマートフォンは、下のQRコードでも登録可

## 市川三郷町公式アカウント



@ichikawamisatotown

町ホームページ上に、新型コロナワクチン専用ページを設置しました。情報を随時更新していきますのでご確認下さい。

【ページURL】  
<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/shingatakoronawakuchin/index.html>  
スマートフォンは、下のQRコードでもアクセス可

スマートフォンで読み込んで  
アクセスできます。▼



町いきいき健康課ワクチン接種係  
☎ 0556-42-7173

# 新型コロナ ワクチン情報

担当係の設置、相談ダイヤル、ホームページ等について



## ホームページを 設置しました。



狂犬病の死亡率は 100%

# 愛犬の「登録」と「予防注射」 は飼い主の義務です

## 狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】町生活環境課環境衛生係 ☎055-272-6092



狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、ほぼ100%死に至ることです。

**狂犬病予防法により生後 91 日以上の子犬は、登録と年1回の予防接種を受けなければなりません。**

今年度の予防接種と新規登録を右記日程表のとおり行います。既に登録されている飼い主の方には、案内ハガキがお届けしてありますので、予防接種の際、必ずハガキを持参して下さい。

「登録しているのにハガキが届かない」「既に犬が死亡しているのにハガキが届いた」などありましたら、ご連絡をお願いします。

**【注意事項】** 予防接種時の事故防止のため、予防接種を受ける犬に次のような症状がある場合は、摂取前に獣医師にご相談下さい。

- ▷食欲のない犬
- ▷妊娠末期の犬
- ▷病気中の犬

※町では訪問注射は実施しておりません。かかりつけの獣医師に相談して下さい。

**【料金内容】**

- ▷予防注射料 3,000円
- ▷注射済票交付手数料 550円

※お釣りが要らないようにご用意下さい。

**【必要な場合の加算額】**

- ▷新規登録料 3,000円

※動物病院で接種した場合は、注射済証とハガキを役場へ提出して下さい。

**■狂犬病予防注射日程**

期 日	場 所	時 間
4/8 (木)	鴨狩公民館前	9:00 ~ 9:10
	細田公民館前	9:15 ~ 9:25
	旧楠南農協跡地	9:30 ~ 9:35
	宮原公民館前	9:40 ~ 9:55
	ニードスポーツセンター駐車場	10:05 ~ 10:10
	落居 5・6 区公民館前	10:15 ~ 10:25
	沖村リサイクルステーション前	10:45 ~ 10:50
	宮沢公民館前	10:55 ~ 11:00
	大木集荷場前	11:15 ~ 11:20
	大同地区公民館前	11:35 ~ 11:50
	峡南消防本部北部消防署前	13:10 ~ 13:25
	宮本公民館前	13:30 ~ 13:40
	高田地区公民館前	13:45 ~ 14:05
	建設業協会市川支部駐車場	14:15 ~ 14:30
4/9 (金)	下九一色生活改善センター	9:15 ~ 9:20
	川浦小御崎神社前	9:35 ~ 9:40
	道林ふれあいプラザ前	9:45 ~ 10:00
	ふるさと交流センター前	10:05 ~ 10:20
	上ノ原消防詰所前	10:25 ~ 10:30
	上地区公民館前	10:45 ~ 10:55
	中央駐車場	11:00 ~ 11:10
	四尾連公民館前	13:00 ~ 13:05
	藤田養蚕飼育所前	13:10 ~ 13:15
	堀切公民館前	13:30 ~ 13:35
4/11 (日)	近萩公民館前	13:50 ~ 13:55
	山保地区公民館前	14:00 ~ 14:05
	帯那公民館前	14:10 ~ 14:15
	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:00
	役場三珠庁舎前	9:30 ~ 10:00
	役場本庁舎前	10:15 ~ 11:00

※令和3年3月2日以降に受けたものについては令和3年度に受けたものとしてみなされます。

※病気・高齢等の理由により狂犬病予防注射の実施を猶予することが必要と医師が判断した場合は「狂犬病予防注射実施猶予診断書」と町が送付した「予防注射のお知らせのハガキ」を町生活環境課、三珠支所、六郷支所のいずれかへ提出して下さい。上記日程の場所でも提出可。

**※注射場所、時間が昨年度と変わっている地域があります。ご確認ください。**

**大変!愛犬が迷子に…。そんな時は。**

迷い犬が役場で保護されている場合があります。飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

鑑札や注射済票から飼い主が確認できますので、必ず首輪につけておいて下さい。



# 農業委員会だより

農地を

転用するときには

農地法の許可

が必要ですよ

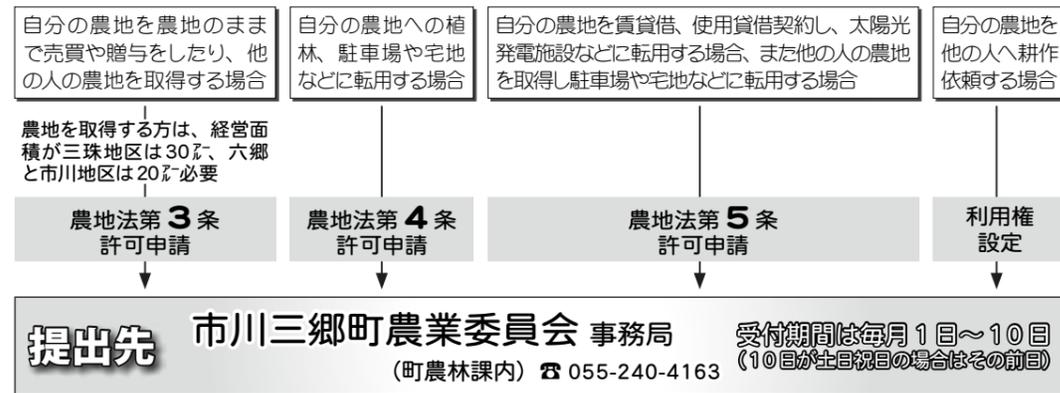
## 無許可での農地転用は違法行為です

農地は大切な食料の供給基盤です。一度農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

農地法の許可を受けないで、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり、厳しい罰則があります。

農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談下さい。

### ■農地転用申請の種類



**地目変更手続きをお忘れなく!**

農地法の転用許可を得て、目的どおり転用を完了しましたら、農業委員会の証明を受け法務局で地目変更の登記をしましょう。

### 令和3年度 農業臨時賃金等標準額表

農作業名称	市川三郷町内
耕 運	9,500円
代 か き	9,500円
機械田植	10,000円
バインダー (結束紐含む)	12,000円
ハーベスター (脱穀)	11,000円
コンバイン (乾燥運搬含)	33,000円
一般農作業 (1日・8時間)	8,500円
一般農作業 (1時間当たり)	850円
農休日	7月3日(土)、7月4日(日)

・各作業に賄いはなし。  
・本表は標準額です、相談のうえ作業の難易や圃場の条件などで金額を決定して下さい。

## 農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

- 「積立方式」の長期的に安定した年金制度
  - 農業に従事する人が広く加入
  - 意欲ある担い手に保険料を助成
  - 80歳まで保証がついた終身年金
  - 保険料は自由選択
- JA山梨みらい市川支店 ☎055-(272)1211、上野支店 ☎055-(272)1414、六郷支店 ☎0556(32)2041  
または、町農業委員会 ☎055(240)4163

### 農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	10,931円	30,495円	3,209円
普通畑	5,966円	16,103円	3,934円
樹園地	8,428円	10,000円	4,566円
モモ	4,566円	4,566円	4,566円
ブドウ	6,666円	6,666円	6,666円
キウイ	10,000円	10,000円	10,000円
その他	-円	-円	-円

【情報収集期間】令和2年1月～12月

## 小学校への新入生のいる世帯に子育て祝い金が支給されます

子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いいたします。

【申請書】入学式の際、学校にて配布します。なお、町外の小学校へ入学される方には郵送します。  
【支給額】入学する児童1人につき2万円  
【申請期限】4月16日(金)  
※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請して下さい。  
【申請場所】▽六郷庁舎いきいき健康課

康課▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係  
【申請書類】子育て祝い金等支給申請書



## 多子世帯子育て応援金

安心して産み育てるための子育て支援策として、18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯に「多子世帯子育て応援金」を支給します。

申請書類は「子育て祝い金等支給申請書」が兼ねていますので、改めて申請する必要はありません。

【支給額】第3子が小学校へ入学する場合3万円、第4子以降は1人につき5万円を子育て祝い金に加算して支給します。

	子育て祝い金	多子世帯子育て応援金	合計
第1子	2万円	—	2万円
第2子	2万円	—	2万円
第3子	2万円	3万円	5万円
第4子以降	2万円	5万円	7万円 (1人につき)

【問い合わせ】町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

## チャイルドシートの貸し出し・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートの貸し出し及び購入費補助を実施しています。  
※お子さん1人に対し1回限り  
■貸し出しの場合  
【対象】1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児

と同居する祖父母などと同居する祖父母などと同居する祖父母など  
【費用負担】なし  
【貸出期間】満1歳の誕生日まで  
【注意点】▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができません。申請時には、母子手帳・はんこをお持ち下さい。

■購入費補助の場合  
【対象】6歳未満児の保護者  
【補助金額】▽1万円が上限(1万円以上の場合1万円補助)▽1万円未満の場合は実費補助(但し100円未満切り捨て)  
【注意点】▽出生前の購入でも補助

対象となります。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時にははんこ・購入時の領収書・品質保証書が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。  
【問い合わせ】町防災課防災防犯係 ☎ 055(272)1175

## 町内事業者から購入する「はんこ」購入費の一部が助成されます

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、はんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からのはんこ購入に対し、購入費の一部を助成します。

【対象】▽町内に住所を有する方ははんこ▽町内に法人登記のある事業所のはんこ  
※この他にも対象の条件がありません。詳しくはお問い合わせ下さい。

【助成額】購入費の1/2とし、1万円を上限とする。(100円未満切り捨て)  
※はんこのケース代は、対象外です。  
※購入前に事前申請が必要です。

※助成は、年度内1回のみです。  
【問い合わせ】町商工観光課商工係 ☎ 055(240)4157

## 住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。  
【対象になる住宅】▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの  
【対象になるリフォーム】▽リフォームに要した費用が10万円以上

上のもの  
▽※町内業者によるリフォーム  
※町内業者は町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者  
【注意】▽他の制度で町から助成を受けている場合や、過去に助成を受けている場合、この助成は受け

られません。  
▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。  
【助成額】リフォームに要した費用の10%、10万円が上限(千円未満は切り捨て)

■工事着工前に必ず町まちづくり推進課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。  
【問い合わせ】町まちづくり推進課住宅係 ☎ 055(272)1136

## 福祉タクシー券を交付します 対象者は申請を!

町では障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。対象者で、タクシー券の交付を希望される方は次のとおり申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けている方」は対象にはなりません。

【対象者】▽身体障害者手帳1〜2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽8歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない高齢者等(担当民生委員の証明により町が判定し交付します)

【申請に必要なもの】手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳  
【交付枚数】年間24枚(1カ月あたり2枚)  
【受付期間】年間をとおして受付※受付は年間をとおして行っていますが、申請した翌月分からの枚

数を交付します。  
【申請場所】  
▽本庁舎福祉支援課  
▽三珠支所住民サービス係  
▽六郷庁舎いきいき健康課  
【問い合わせ】町福祉支援課福祉係 ☎ 055(272)1106